

令和4年度事業計画書

令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人ソレゾレ

1 事業実施の方針

心身に障害のある児童及び発達に心配のある児童に対して、放課後等デイサービス事業及び日中一時支援を実施し、地域と協力しながら日常生活支援活動を行い、児童福祉の向上と地域社会への貢献に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 月日	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業	保健、医療、福祉の増進・社会教育の推進を図るため、障害のある子供に対し、放課後や長期休暇中における療育の場であるとともに、放課後などの居場所、また、レスパイトケアとしての役割を担う。	令和4年4月～令和5年4月	鶴居村下幌呂	18人	鶴居村及びその周辺地域の住民 30人程度	
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	保健、医療、福祉の増進を図るため、障害のある子供に対し、一時預かりをして保護者のレスパイトケアを目的としたサービスを行う。	令和4年4月～令和5年3月	鶴居村下幌呂	8人	鶴居村及びその周辺地域の住民 10人程度	
地域住民と障害児をつなぐための活動	まちづくりの推進、環境保全、子供の健全育成を図るため、障害のある子供たちと地域の方々に対し、交流イベント活動を行う。	令和4年4月～令和5年3月	鶴居村下幌呂	10人	鶴居村及びその周辺地域の住民	

5 その他

法人会員の入会促進と活動指針について

特定非営利活動法人ソレゾレの定款 6 条は、正会員を「この法人の目的（定款第 3 条 この法人は、心身に障害のある児童及び発達に心配のある児童に対して、放課後等デイサービス事業及び日中一時支援を実施し、地域と協力しながら日常生活支援活動を行い、児童福祉の向上と地域社会への貢献に寄与することを目的とする）に賛同して入会した個人及び団体」と定めています。また、会員の入会について、第 7 条で「会員の入会については、特に条件を定めない」とし、「入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない」としています。法人が設立され、ソレゾレカラーズを開設して 1 年になります。この間、利用する児童や保護者との信頼をつよめ、地域の皆さんに支えられながら事業をすすめてきました。今後、定款第 4 条に定める法人の非営利活動（①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④環境の保全を図る活動 ⑤子どもの健全育成を図る活動）を総合的にすすめるために、会員の果たす役割は大切になると考えます。こうしたことから、理事会は会員の入会促進と会員の活動指針を示すことにしました。

会員の入会促進について

- ① ソレゾレカラーズの運営に献身的に取り組んでいただいている職員の皆さんで、法人の目的に賛同し、活動指針に基づく活動を意欲的に推進してくださる方に、会員となっていただくように働きかけを行います。
- ② 地域にお住まいの方で法人の目的に賛同し、活動指針に基づく活動を意欲的に推進してくださる方に、会員となっていただくように働きかけを行います。

会員活動指針について

- ① 法人の活動を広く地域の皆さんにお伝えする活動にとりくみます。
- ② 賛助会員を増やし、寄付活動をつうじて法人を支える力を広げます。
- ③ ソレゾレカラーズの様々な行事の企画・運営に積極的に参加します。
- ④ 他の福祉団体や行政などと共同のとりくみをすすめます。
- ⑤ 地域の皆さんの意見や要望を法人や、事業所の運営に活かすように努めます